

太陽光発電設備とコージェネレーション設備とを同時に設置する場合の評価について

- 太陽光発電設備（余剰買取／全量買取）とコージェネレーション設備（逆潮可能／逆潮不可）とを同時に設置する場合の省エネルギー基準における評価は以下を参考にしてください。

No.	太陽光発電設備 (PV)	コージェネレーション設備 (CGS)	省エネ基準における評価方法	計算プログラムでの入力方法
1	PV 設置なし	+ CGS 逆潮不可	コージェネレーション設備のみを設置するとして評価	太陽光発電設備では、「設置しない」を選択して下さい。コージェネレーション設備では、逆潮流を「評価しない」とした上で、該当する仕様を選択・入力して下さい。
2	PV 設置なし	+ CGS 逆潮可能		太陽光発電設備では、「設置しない」を選択して下さい。コージェネレーション設備では、発電ユニット番号に[baiden]と表記された機種の場合は、逆潮流を「評価しない」を選択して下さい。発電ユニット番号に [baiden2]と表記された機種の場合は、逆潮流を「評価する」を選択して下さい。
3	PV 余剰買取	+ CGS 逆潮不可	太陽光発電設備とコージェネレーション設備とを同時に設置するとして評価	太陽光発電設備では、「設置する」を選択して下さい。コージェネレーション設備では、逆潮流を「評価しない」とした上で、該当する仕様を選択・入力して下さい。
4	PV 余剰買取	+ CGS 逆潮可能		太陽光発電設備では、「設置する」を選択して下さい。コージェネレーション設備では、逆潮流を「評価する」とした上で、発電ユニット番号に[W-baiden]もしくは[baiden2]と表記された機種を選択して下さい。
5	PV 全量買取	+ CGS 逆潮不可	コージェネレーション設備のみを設置するとして評価	太陽光発電設備では、「設置しない」を選択して下さい。コージェネレーション設備では、逆潮流を「評価しない」とした上で、該当する仕様を選択・入力して下さい。
6	PV 全量買取	+ CGS 逆潮可能		※太陽光発電設備は「全量買取」の評価に対応していません。 太陽光発電設備では、「設置しない」を選択して下さい。コージェネレーション設備では、発電ユニット番号に[baiden]と表記された機種の場合は、逆潮流を「評価しない」を選択して下さい。発電ユニット番号に [baiden2]と表記された機種の場合は、逆潮流を「評価する」を選択して下さい。

太陽光発電設備とコージェネレーション設備とを同時に設置する場合の評価について

- 逆潮可能（売電可能）な家庭用コージェネレーション設備は、発電ユニット番号の後ろに [baiden]、[W-baiden]、[baiden2] と表記し、逆潮できない機種と区別しています。
注意）同じ品番でも逆潮できる機種と逆潮できない機種があります。

逆潮 できる機種	ブランド事業者名	〇〇〇〇株式会社
	発電ユニット番号	〇×△◇-ABCD <u>[baiden]</u>
	貯湯ユニット番号	・・・・・・・・
	補助熱源機品番	123-A123
	成績証明書番号	・・・・（略）
逆潮 できる機種	ブランド事業者名	〇〇〇〇株式会社
	発電ユニット番号	〇×△◇-ABCD <u>[W-baiden]</u>
	貯湯ユニット番号	・・・・・・・・
	補助熱源機品番	123-A123
	成績証明書番号	・・・・（略）
逆潮 できる機種	ブランド事業者名	〇〇〇〇株式会社
	発電ユニット番号	〇×△◇-ABCD <u>[baiden2]</u>
	貯湯ユニット番号	・・・・・・・・
	補助熱源機品番	123-A123
	成績証明書番号	・・・・（略）
逆潮 できない機種	ブランド事業者名	〇〇〇〇株式会社
	発電ユニット番号	〇×△◇-ABCD
	貯湯ユニット番号	・・・・・・・・
	補助熱源機品番	123-A123
	成績証明書番号	・・・・（略）